

別表第1（第2条関係）

基本指數

分類	細目		指數
・居宅外労働 ・自営業 (事業主)	月間労働時間160時間以上		10
	月間労働時間140時間以上160時間未満		8
	月間労働時間120時間以上140時間未満		7
	月間労働時間100時間以上120時間未満		6
	月間労働時間80時間以上100時間未満		5
	月間労働時間64時間以上80時間未満		4
	月間労働時間64時間未満		3
・居宅内労働 ・自営業 (事業主以外)	月間労働時間120時間以上		7
	月間労働時間100時間以上120時間未満		6
	月間労働時間80時間以上100時間未満		5
	月間労働時間64時間以上80時間未満		4
	月間労働時間64時間未満		3
保護者の疾病等	入院	1箇月以上にわたる入院治療を要する。	10
	居宅療養	病気のため居宅で床につくことが常態である。 上記以外の疾病で1箇月以上の療養を要する。	8 3
保護者の障がい	重度	身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級及び療育手帳A	8
	中度	身体障害者手帳3級・4級、精神障害者保健福祉手帳2級及び療育手帳B	6
	軽度	身体障害者手帳上記以外及び精神障害保健福祉手帳3級	3
介護又は看護	付添	週4日（月16日）以上かつ午後1時から午後6時までの間に4時間以上の家族の付添いを要する。 上記以外の形態で付添いを要する。	8 3
	居宅看護等	介護や看護をする家族を週4日（月16日）以上かつ午後1時から午後6時までの間、在宅において看護等している。	8
求職中	就職先決定	求職要件に関する申立書に就職先決定の記載があり、勤務時間及び勤務日数が決まっている場合	月間労働時間の区分による指數に準ずる
	求職中	求職活動中のため、日午後の外出を常態としている。	
就学	週5日（月20日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の授業等を受講することを常態とする。		7
	週4日（月16日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の授業等を受講することを常態とする。		4
	週3日（月12日）以上かつ正午から午後7時までの間に4時間以上の授業等を受講することを常態とする。		3
	上記以外の形態で就学している。		2

※ひとり親については、上記の指數に10を加算する。

別表第2（第2条関係）

調整指數

調整項目	指 数	
対象児童が1年生である。	10	
対象児童が2年生である。	8	
対象児童が3年生である。	6	
午後2時から午後7時までの間に4時間以上の就労を常態とする	3	
午後2時から午後7時までの間に3時間以上の就労を常態とする	2	
午後2時から午後7時までの間に2時間以上の就労を常態とする	1	
ひとり親世帯	5	
生活保護世帯	2	
単身赴任・海外勤務	3	
放課後子ども育成教室利用料の滞納がある世帯	-4	
65歳未満の祖父母と同居している場合における祖父母の状況	未就労	-10
	就労又は疾病等	0

別表第3（第2条関係）

同一指標の場合の優先順位

順位	要件
1	学年が低い者
2	比較している者の中基本指標が高い者
3	午後2時から午後7時までの間常態的に留守家庭となっている事が明らかな者
4	ひとり親家庭の者
5	対象児童が障がいをもっている者
6	保護者以外に親族が居住していない者

※ 上記を踏まえても同位の場合はそれぞれの世帯の状況等を総合的に判断し入会を決定する